

## 新潟市女性活躍推進法地域推進計画について

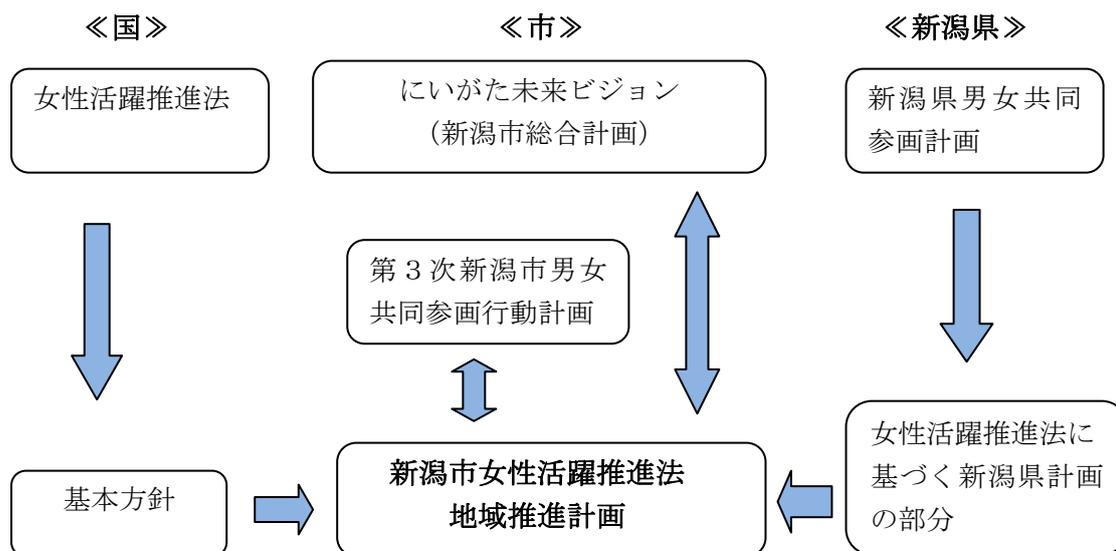
## 1. 計画策定の趣旨

少子高齢化が進展していく中で、地域が活力を維持していくためには、自らの意思によって働き、また働こうとする女性の希望に応じた働き方を実現し、それぞれの個性や能力が十分に発揮できることが重要であり、社会全体でそのような働き方の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が制定され、国や地方公共団体等の責務が明示されました。そのような状況を踏まえて、市内における女性の働く場での活躍を推進するための施策を総合的に実施していくために、地域推進計画を策定するものです。

## 2. 位置づけ

この計画は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画に位置付けられます。



## 《参考 男女共同参画行動計画との関係（他の政令市の状況）》

- 政令市（20市）中、男女共同参画行動（基本）計画と女性活躍推進法の市町村推進計画が別個に策定しているのは2市（京都市、静岡市）のみ。
- 女性活躍推進法制定後しばらくの間は、各市の方針が定まっていなかったが、女性活躍推進法にもとづく市町村推進計画の内容を検討すると、各市が既に有する男女共同参画行動（基本）計画と内容の多くが重複する（⇒資料2、2-2参照）ことから、2つの計画を別個に策定する自治体はごく少ない。

### 3. 計画期間 (⇒資料3参照)

計画の始期を平成30年4月、計画の終期は、第3次新潟市男女共同参画行動計画と合わせて平成32年度末(平成33年3月)までとします。また、平成32年度に地域推進計画と第4次男女共同参画行動計画(平成33～37年度)との一体化を検討します。

### 4. 検討委員会について

本委員会は、審議会ではなく懇話会という位置付けであり計画案の答申は行いません。前述のとおり、女性の職業生活における活躍の推進については、新潟市第3次男女共同参画行動計画の中に既に多くの記載がありますが、委員の皆様からのご意見や国の指針などを参考に、課題の把握と実効性のある施策の展開についてご検討をお願いします。

### 5. 今後のスケジュール等(案)

月	事 項
9月	○第1回検討委員会(9/11) ⇒計画の位置づけや新潟市の現状等について説明、意見交換
10月	○第2回検討委員会(10月下旬頃を想定) ⇒事務局が作成した計画案について意見交換
11月	○第3回検討委員会(11月下旬頃を想定) ⇒事務局が修正した計画案について意見交換
12月	○市議会(委員会)で計画案を説明
(H30年) 1月	● パブリックコメント(市民からの意見募集)を実施(1カ月間)
2月	○上記の市民からの意見に対して回答(市ホームページに掲載)
3月	(地域推進計画策定、市ホームページに掲載等で周知)